

# アユモドキとスイゲンゼニタナゴの 捕獲や国内取引は 「種の保存法」で規制されています。

無許可で生きている個体を採集したり傷つけたりした場合は、  
**懲役1年以下、罰金100万円以下**の  
処罰の対象となります。\*

※アユモドキは「文化財保護法」で**国の天然記念物**にも指定されています。  
無許可で生きている個体を捕獲したり傷つけたりした場合は、**5年以下の懲役または禁固、  
30万円以下の罰金**の対象となります。



アユモドキ



スイゲンゼニタナゴ

## ◆魚とりをしているみなさんへ◆

- ★**誤って**アユモドキやスイゲンゼニタナゴを捕まえてしまった場合は、  
捕まえた場所で**すみやかに**逃がしてください。
- ★スイゲンゼニタナゴは**マツカサガイ**や**イシガイ**などの**二枚貝**に産卵しま  
す。「種の保存法」では、**卵の採取も禁止**していますので、スイゲンゼ  
ニタナゴが産卵している可能性があるところでは二枚貝を採取しないで  
ください。
- ★**地域の宝**であり、**日本の宝**であるアユモドキとスイゲンゼニタナゴを守  
るため、みなさんの**ご協力**をお願いいたします。

アユモドキとスイゲンゼニタナゴの密漁や販売などの違法行為を見つけた場合は、  
下記の連絡先あるいは最寄りの警察に連絡してください。

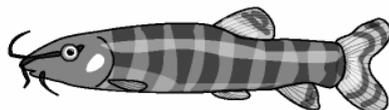
### ★お問合せ先★

環境省中国四国地方環境事務所野生生物課 TEL:086-223-1561 FAX:086-224-2081  
岡山県自然環境課 TEL:086-226-7309 FAX:086-224-7572

アユモドキとスイゲンゼニタナゴは、生息水路の護岸の改修やコンクリート化などによる生息環境の悪化、観賞魚としての捕獲圧などによって個体数が急激に減少し、絶滅のおそれが高まっていることから、「種の保存法」に基づき、個体の捕獲や国内取引などを原則として禁止する「国内希少野生動植物種」に指定されています。

## ●アユモドキ

*Leptobotia curta*

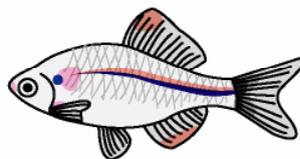


絶滅危惧ⅠA類（環境省レッドデータブック）、国内希少野生動植物種（種の保存法）  
国指定天然記念物（文化財保護法）

ドジョウの仲間だが泳ぐ姿がアユに似ているところからこの名前がつけられた。  
全国で岡山県の三大河川（吉井川、旭川、高梁川）水系と琵琶湖淀川水系のみに分布する。  
全長約15cm。河川の中・下流域とその連続した用水路に生息し、6～8月に河川の増水や水田の灌漑などによって生じる一時水域で産卵する。

## ●スイゲンゼニタナゴ

*Rhodeus sinensis suigensis*



絶滅危惧ⅠA類（環境省レッドデータブック）、国内希少野生動植物種（種の保存法）  
かつては兵庫県千種川から広島県芦田川にかけての山陽地方に広く分布したが、現在は岡山県の三大河川水系が主な生息地。  
全長約5cmで、タナゴの仲間のうち最も小型。平野部から山間部にかけての小河川や用水路などの流れの緩やかなところに生息し、4～7月にマツカサガイやイシガイなどの二枚貝に産卵する。

### ■「種の保存法」とは？

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するための法律で、正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といいます。絶滅のおそれのある野生生物を「希少野生動植物種」として指定し、それらの「捕獲・採取」、「譲渡し・譲受け」、「輸出入」などを規制しています。

### ■「希少野生動植物種」とは？

国内希少野生動植物種（国内に生息・生育し、絶滅の危機に瀕している種）と、国際希少野生動植物種（ワシントン条約附属書Ⅰに掲載された種と渡り鳥条約などに基づき指定された種）の2種類があります。「国内希少野生動植物種」には、スイゲンゼニタナゴとアユモドキのほか、トキ、コウノトリ、イリオモテヤマネコなど73種が指定されています（平成18年11月現在）。